

再被害防止要綱の制定について（通達）

〔 制定 令和6. 7. 1 例規刑企・務・生企・交企・備一・サ企第15号 〕
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」をいう。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいい、被疑者の処分結果の種別は問わない。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど、捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関し必要な基本的事項を定めたもので、令和6年7月5日から実施しています。